

別表（第5条関係）

補助対象経費及び補助金の額

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額
移転事業	危険住宅の除却等に要する経費	危険住宅の除却等に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	危険住宅の除却に要する費用については、1戸当たり事業実施年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9により算出した除却工事費を限度とする。 その他除却等に要する費用（動産移転費等）については、1戸当たり 975千円を限度とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費	危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これらに必要な土地の取得を含む。）又は改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5％を限度とする。）に相当する額の費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。
改修事業	土砂災害対策改修に係る工事費	3,357千円を限度とする土砂災害対策改修に係る工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	土砂災害対策改修に係る工事費に23％を乗じた額とし、一棟当たり772千円を限度とする。